

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案要綱

第一 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正

一 法律の題名を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」とすること。
(題名関係)

二 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。
(第十条関係)

三 令和三年の国民の祝日に関する法律の規定の適用については、同法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十二日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月八日」と、同条スポーツの日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十三日」とすること。

(第三十二条第二項関係)

四 その他所要の改正を行うこと。

第二 地方税法の一部改正

一 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和三年に延期することに伴い、法人住民税及び法人事業税の特例措置の適用期限を延長すること。

(附則第七条の六及び第八条の六関係)

二 その他所要の改正を行うこと。

第三 租税特別措置法の一部改正

一 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和三年に延期することに伴い、所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長すること。

(第四十一条の二十三及び第六十七条の十六の二関係)

二 その他所要の改正を行うこと。

第四 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和三年に延期することに伴い、所

要の改正を行うこと。

(第一条関係)

第五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。
(附則第一項関係)

二 関係法律について所要の改正を行うこと。
(附則第二項関係)

三 この法律の施行に関し必要な調整規定を定めること。
(附則第三項関係)